



# 鳥取県公報

平成12年9月19日(火)  
第7216号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）…………… 1  
生活保護法による施術者の指定（ ）…………… 1
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集…………… 2
- ◇ 調達公告 公募型指名競争入札の実施（農政課）…………… 2

## 告 示

### 鳥取県告示第535号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条の規定により次のとおり告示する。

平成12年9月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイ・プラス薬局	鳥取市上魚町14-5	平成12年9月1日
大淀会眼科診療所	西伯郡淀江町大字佐陀2169	平成12年9月4日
城山クリニック	米子市久米町200	平成12年9月11日
山形歯科医院	鳥取市松並町二丁目528-1	〃
医療法人福嶋歯科医院	鳥取市栄町609	〃
岸本歯科医院	鳥取市正蓮寺122-7	〃

### 鳥取県告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条の規定により次のとおり告示する。

平成12年9月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	住 所	指 定 年 月 日
盛田政雄	鳥取市新112-8	平成12年9月11日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第88号

平成12年第10回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成12年9月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成12年9月21日（木）午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
  - (1) 平成11年分の政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表について
  - (2) その他

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年9月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

- (1) 工事名 ふるさと林道安蔵線（岩坪工区）開設工事
- (2) 工事場所 鳥取市岩坪
- (3) 工事内容

ア 本件工事は、林道の新設に係る土木一式工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。

イ 本件工事は、周辺の保安林に土砂を散逸させないように注意して施工する必要がある。

ウ 本件工事の工事箇所は地形が急峻であるため、施工方法等について十分な打ち合わせを行い施工計画書を作成する必要がある。

### (4) 工事の詳細

幅 員	7.0m
土工事延長	810m
切 土	36,081m <sup>3</sup>
盛 土	33,015m <sup>3</sup>
補強土壁工	590m <sup>2</sup>
ブロック積工	553m <sup>2</sup>
防護施設工	376m
排水施設工	1,570m

法面保護工 11,479m<sup>2</sup>

路盤工 6,242m<sup>2</sup>

(5) 工期 平成12年10月から平成13年3月25日まで

(6) 予定価格 202,513,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

### (1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体は、県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、40パーセント以上であること。

ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

### (2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成12年9月19日（火）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成12年4月1日（土）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

### (3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,030点以上であること。

イ 平成2年度以降に工事が完成し、引渡し完了している林道開設工事、農道工事、県道改良工事等で幅員が4.0メートル以上、切土量が10,000立方メートル以上の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ (2)のカにより配置する主任技術者又は監理技術者が、平成2年度以降に同種工事に従事した経験を有する者であること。

## 3 技術資料等の作成及び提出

### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成12年9月19日（火）から同月28日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律

(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係 (鳥取県庁本庁舎4階)  
八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方農林振興局総務課 (八頭総合事務所内)  
倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方農林振興局総務課 (中部総合事務所内)  
米子市柁町一丁目160 鳥取県米子地方農林振興局総務課 (西部総合事務所内)  
日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野地方農林振興局総務課 (日野総合事務所内)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係 (鳥取県庁本庁舎4階)

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係 (電話0857-26-7331) とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。